

令和5年6月1日

お客さま各位

株式会社 香川県建築住宅センター

建築確認・検査手数料の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社におきましては、低価格かつ適正・迅速なサービスに努めてまいりましたが、昨今の諸般の事情により、建築確認・検査手数料の改定を行わせていただきます。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年7月3日以降の申請引受分より適用

※ 該当する確認申請は、6月30日までの引受分について、現行手数料を適用しますが、早めの事前審査受付をお願いします。

※ 該当する中間・完了検査は、7月3日までの実施分（6月30日までの引受分）について、現行手数料を適用します。

2. 建築確認・検査改定手数料の改定内容

建築確認・検査改定手数料は次表のとおりです。（手数料は非課税です。）

なお、今回の改定内容は下記のとおりです。

① 全面的に手数料を改定

○建築確認・検査手数料

(円)

床面積		確認申請 ※1 ※2		中間検査 ※4 ※5	完了検査 ※4 ※5 ※9		計画変更 ※1 ※6
			型式認定 ※3		中間検査 あり	中間検査 なし	
100 m ² 以下	基本	18,000	14,000	—	—	23,000	12,000
	構造計算※7 ありの加算	12,000	—	—	—	—	8,000
100 m ² 超 200 m ² 以下	基本	25,000	20,000	27,000	27,000	29,000	12,000
	構造計算※7 ありの加算	15,000	—	注 16,000 ※8	—	—	10,000
200 m ² 超	基本	33,000	27,000	35,000	35,000	37,000	12,000
	構造計算※7 ありの加算	19,000	—	注 20,000 ※8	—	—	12,000
昇降機		17,000		—	21,000	—	12,000

※1 天空率算定がある場合（計画変更含む）の確認申請手数料は、上表に **12,000 円**加算します。

※2 既存建築物に増築する場合（一棟の増築に限る）の確認申請手数料は、既存部分の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算して算定します。

※3 型式適合認定・型式部材等製造者認証を受けている場合の確認申請手数料です。

※4 島嶼部の中間・完了検査手数料は、上表に **5,500 円**加算します。

※5 他社にて確認申請または中間検査を行い、当社で中間検査または完了検査を受ける場合、各検査の手数料に床面積の合計が100 m²以下は **12,000 円**、100 m²超 200 m²以下は **15,000 円**、200 m²超は **19,000 円**加算します。（中間検査で加算した場合、完了検査の加算はありません。）

※6 床面積が増加する計画変更確認申請手数料は、その床面積の金額とします。
(30 m²以下は **12,000 円**)

※7 構造計算書を添付した建築物の場合に適用します。

※8 構造計算がある場合で、確認申請時でなく、中間検査時に構造計算を提出した場合の手数料です。

※9 省エネ適合判定対象建築物の完了検査手数料は、上表に **60,000 円**加算します。また、軽微な変更がある場合の完了検査手数料は、上表に **90,000 円**加算します。